三　カネミ油症患者に関する施策を推進するに当たっては、カネミ油症患者及びその家族（以下「カネミ油症患者等」という。）の人権が尊重され、カネミ油症患者等がカネミ油症患者等であることを理由に差別されないように配慮するものとすること。

四　原因事業者に対し国が行う支援は、カネミ油症患者の生活の質の維持向上に資することを旨として、行われるものとすること。

（国の責務）

第四条　国は、前条の基本理念にのっとり、カネミ油症患者に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（関係地方公共団体の責務）

第五条　関係地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、カネミ油症患者に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（原因事業者の責務）

第六条　原因事業者は、カネミ油症患者に対する医療費の支払その他カネミ油症患者のカネミ油症事件に係る被害の回復を誠実に行うとともに、国及び関係地方公共団体が講ずるカネミ油症患者に関する施策に協力する責務を有する。

（国民の責務）

第七条　国民は、カネミ油症に関する正しい知識を持ち、カネミ油症患者等がカネミ油症患者等であることを理由に差別されないように配慮するよう努めなければならない。

第二章　基本指針

第八条　厚生労働大臣及び農林水産大臣は、カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進を図るため、カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を策定しなければならない。

2　基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　カネミ油症患者に関する施策の基本的な方向

二　原因事業者によるカネミ油症患者に対する医療費の支払その他カネミ油症患者のカネミ油症事件に係る被害の回復の支援に関する事項

三　カネミ油症患者の健康状態の把握に関する事項

四　カネミ油症の診断基準の見直し並びに調査及び研究に関する事項

五　カネミ油症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

六　カネミ油症の症状、治療等に関する情報の収集及び提供を行う体制の整備並びにカネミ油症患者等に対する相談支援の推進に関する事項

七　その他カネミ油症患者に関する施策に関する重要事項

3　厚生労働大臣及び農林水産大臣は、基本指針を策定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4　厚生労働大臣及び農林水産大臣は、基本指針を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5　前二項の規定は、基本指針の変更について準用する。

第三章　基本的施策

（医療費の支払等の支援）

第九条　国は、カネミ油症患者が必要に応じ適切なカネミ油症に係る医療を受け、その他カネミ油症患者がカネミ油症事件に係る被害の回復を図ることによりその生活の質を維持向上させることができるよう、原因事業者によるカネミ油症患者に対する医療費の支払その他カネミ油症患者のカネミ油症事件に係る被害の回復を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（健康状態の把握）

第十条　国は、カネミ油症に関する調査及び研究を推進するため、カネミ油症患者の健康状態を把握するために必要な施策を講ずるものとする。

（診断基準の見直し並びに調査及び研究の促進等）

第十一条　国は、カネミ油症の診断基準の科学的知見に基づく見直し並びに診断、治療等に関する調査及び研究が促進され、及びその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。

（医療提供体制の確保）

第十二条　国及び関係地方公共団体は、カネミ油症患者がその居住する地域にかかわらず等しくその状態に応じた適切なカネミ油症に係る医療を受けることができるよう、医療機関と原因事業者の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

（情報の収集提供体制の整備等）

第十三条　国及び関係地方公共団体は、カネミ油症の症状、治療等に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずるとともに、カネミ油症患者等に対する相談支援を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、カネミ油症患者の福祉を増進する観点から、カネミ油症患者に関する施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条　経済的社会的環境の変化その他の事情により原因事業者の事業の継続が困難となることが明らかとなった場合には、この法律の規定について速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　郡司　彰
内閣総理大臣　野田　佳彦

株式会社農林漁業成長産業化支援機構法をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年九月五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第八十三号

株式会社農林漁業成長産業化支援機構法

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　設立（第六条―第十一条）
第三章　管理
　第一節　取締役等（第十二条・第十三条）
　第二節　農林漁業成長産業化委員会（第十四条―第十九条）
　第三節　定款の変更（第二十条）
第四章　業務
　第一節　業務の範囲（第二十一条）
　第二節　支援基準（第二十二条）
　第三節　業務の実施（第二十三条―第二十五条）
第五章　国の援助等（第二十六条・第二十七条）
第六章　財務及び会計（第二十八条―第三十三条）
第七章　監督（第三十四条―第三十六条）
第八章　解散等（第三十七条・第三十八条）
第九章　雑則（第三十九条―第四十一条）
第十章　罰則（第四十二条―第四十九条）
附則

第一章　総則

（機構の目的）

第一条　株式会社農林漁業成長産業化支援機構は、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展、農山漁村の活性化並びに農林漁業者の経営の安定向上を図るためには、国内外の多様な需要に応じた我が国農林漁業の安定的な成長発展を図ることが重要であることに鑑み、地域との調和に配慮しつつ、我が国農林漁業が農林漁業者の所得を確保し、及び農山漁村において雇用機会を創出することができる成長産業となるようにするため、農林漁業者が主体となって農林水産物、農林漁業の生産活動又は農山漁村の特色を生かしつつ、新商品の開発、生産若しくは需要の開拓、新たな販売の方式の導入若しくは販売の方式の改善、新役務の開発、提供若しくは需要の開拓又は農山漁村における再生可能エネルギーの開発、供給若しくは需要の開拓を行い、国内外における新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し資金供給その他の支援を行うことを目的とする株式会社とする。

（数）

第二条　株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下「機構」という。）は、一を限り、設立されるものとする。